

大正地域活動委員会・パル委員会ニュース

発行:大正地域活動委員会

去る4月23日、大正区コミュニティセンター2階会議室で



おしゃべりしましょ！

厳しくなる自転車の取り締まりについて

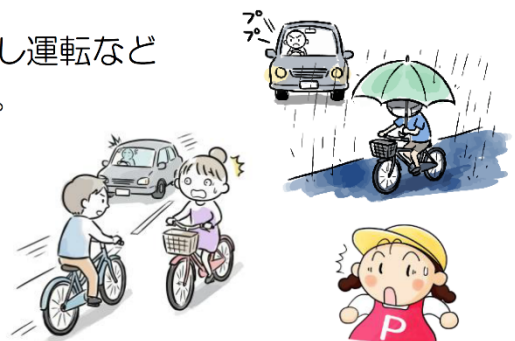
をテーマにとりくみを行いました。



大正区の組合員さんとパル委員さん、地域活動委員さんあわせて28名で
大正警察交通課主催の講習会に参加した委員の報告をもとに、おしゃべりをしました。

重い荷物をハンドルにかけて走ったり、雨天時の傘さし運転など
皆さん思い当たることも多く、疑問点を話し合いました。

取り締まりが厳しくなるから気をつけようではなく、
自分と家族・地域の交通安全のために正しい乗り方を
自分の家庭から広めていくことが必要だと感じました。



くらしの中で疑問に思うことや、パルコープの利用で気になること・便利な情報など
パル委員会でどんどん話題にしています。お仲間になりませんか？連絡先は裏面をご覧ください。

- ・子どもの後ろ乗せは6歳未満までって知らなかった。
- ・自転車って免許はいらないけど車両なんやね・・・。
- ・歩行者とほぼ同じルールで乗っていたわ💦
- ・自分が加害者になることもあるんやね。
- ・最近は道路標識をよく見て乗るようになったよ。



学んだルールの一例

人の形の記号がある信号機に『歩行者・自転車専用』の標示板が設置されている場合は、その信号機に従わなければならない。

交差点での信号遵守

歩行者用信号機に「歩行者・自転車専用」の標示板が		ある場合		ない場合	
車両用信号機	歩行者用信号機	車両用信号機	歩行者用信号機	車両用信号機	歩行者用信号機
車道を通行している自転車	★	★	★	★	★
歩道を通行している普通自転車	★	★	★	★	★

★従うべき信号機

(出展：大阪府自転車の安全利用のためのルールブック
<https://www.pref.osaka.lg.jp/documents/300/rulebook.pdf>)

裏面にもお知らせがあります